

発議第3号

議員定数・報酬等調査特別委員会の設置について

丹波市議会委員会条例(平成16年丹波市条例第242号)第6条の規定により、別紙のとおり議員定数・報酬等調査特別委員会を設置することについて、議会の議決を求めます。

令和3年6月25日提出

提出者	丹波市議会議員	奥村 正行
賛成者	同	吉積 豪
賛成者	同	太田喜一郎
賛成者	同	近藤 憲生
賛成者	同	須原 弥生

議員定数・報酬等調査特別委員会設置要綱

1 設置の目的

丹波市議会議員定数については、平成22年度に24名から20名に削減した。以降、現在までの状況の変化の中で、現状の定数の適正性について丹波市議会としての考え方を市民に明らかにする必要があることから、適正な定数について調査研究を行なうものである。

また、議員報酬については、令和元年度の丹波市特別職報酬等審議会の答申に基づき令和2年4月より改定したところであるが、今回、定数調査を行なう中で、併せて議員報酬、費用弁償及び政務活動費についても調査研究を行うものである。

2 委員会の性格

丹波市議会委員会条例(平成16年丹波市条例第242号)第6条の規定に基づく特別委員会

3 委員会の名称

議員定数・報酬等調査特別委員会

4 委員の定数

7人

5 付託内容

丹波市議会議員の適正な定数、報酬、費用弁償及び政務活動費の調査に關すること。

6 設置期間

令和3年6月25日から調査終了までの間

7 その他

議会の閉会中も継続して調査できるものとする。